

鳥取県告示第200号

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第3条第1号及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）別表第2の3の項金額の欄の規定に基づき、保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行する。

平成17年鳥取県告示第193号（保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額について）は、平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県保健所条例第3条第1号及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例別表第2の3の項金額の欄の点数表により算定した額の8割以内で知事が定める額は、平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（基本診療料に係る額を除く。）の8割の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。